

# 1 社会保障制度「改革」の全体像

## 国の社会保障の責任を放棄 「家族相互・国民の助け合い」に変質



### ポイント

- 1 社会保障は長年の労働者・国民のたたかいでちとってきたもの。労働者・国民間の貧困をなくし、生活を守る制度。憲法25条はすべての国民に生存権を保障し、その責任を国に課している。
- 2 安倍内閣は日本の社会保障制度の全面的な変質・解体を進めた。その結果、国民の間で格差と貧困が急速に広がった。

### 1 社会保障ってなに？

資本主義社会において、私たち労働者は、「働いて、賃金を得て、それで生活をしている」のですが、解雇や失業、傷病・障害、老齢などによって「働けなくなる」とたちまちのうちに生活ができなくなってしまう。そうした労働者・国民の生活（＝貧困）の問題に、国として対応し、歴史的に形成されてきたのが、社会的な生活保障の諸制度（＝社会保障制度）で

す。それは、失業（雇用）保険、労災保険、医療・介護保険、障害・老齢年金、生活保護などからなりますが、社会保障制度は、資本主義社会の下で、失業と貧困に苦しむ労働者・国民の長年のたたかいによってちとってきたものです。

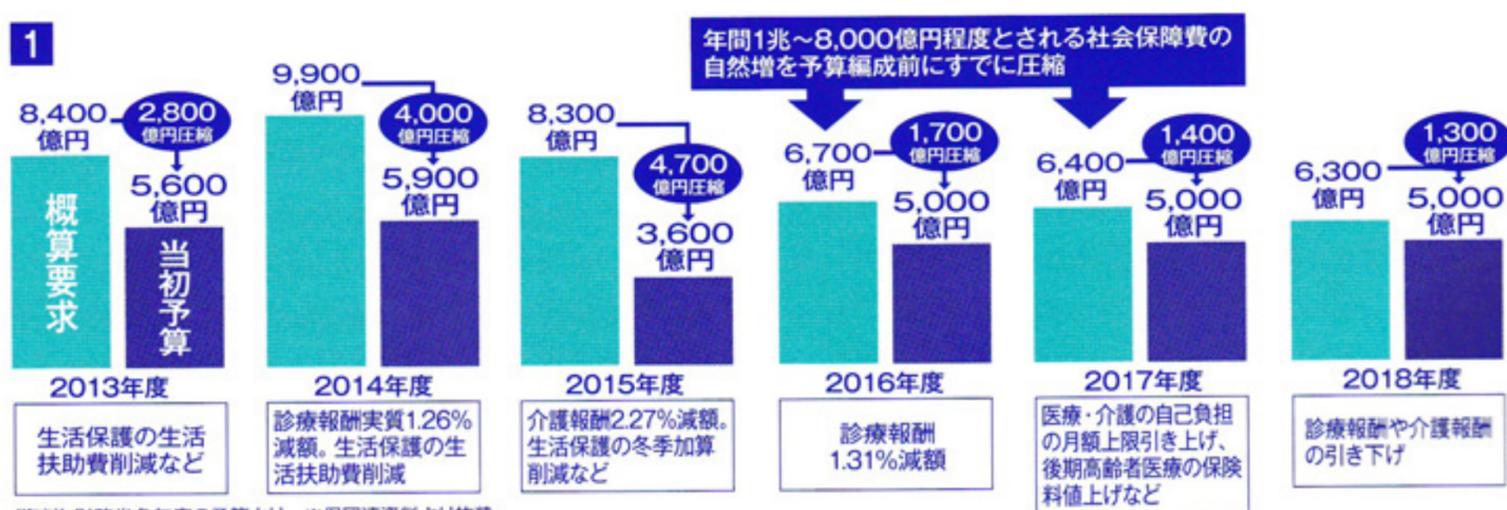
日本国憲法は、第25条において、国民の生存権と国の社会保障責任を高らかにうたっています。

### 2 「社会保障制度改革推進法」が社会保障変質・解体の出発点 そして「骨太方針 2015」の「改革工程表」でスピードアップ

安倍内閣によるこの間の社会保障制度の改悪は、民主党政権末期に成立した民主・自民・公明3党による議員立法である「社会保障制度改革推進法」（2012年8月成立）にもとづき、進められてきました。そこでは、日本国憲法にもとづく「国民に対する生存権保障と国の社会保障責任」が否定され、社会保障は「自助、共助、公助の組み合わせ」、「家族相互及び国民の助け合いの仕組み」とされました。「給付の重点化と制度の運営の効率化」、「保険主義の徹底」がめざされ、財源については消費税を充てるとしました。

安倍内閣は、発足時の2013年度予算から毎年、高齢化の進展にともなう社会保障費の自然増を無理やり圧縮して、生活保護費の切り下げや診療報酬や介護報酬のマイナス改定などの制度改悪・水準切り下げを強行し続けてきました（2018年度も1300億円の切り下げを予定）。

2015年、安倍内閣の経済財政諮問会議は、その「骨太の方針2015」における「経済財政再生計画」で、社会保障分野の「改革工程表」を示し、さらに社会保障制度の変質・解体をスピードアップしました。



# 6 どの子にも健やかな発達を保障できる保育に

## 保育 経済優先、保育の市場化で 放置される子どもの権利



### ポイント

- 1 保育は、子どもの権利。その保障は国と自治体の責任。
- 2 安倍内閣の保育政策は、規制緩和と市場化、詰込みと無資格者の活用。

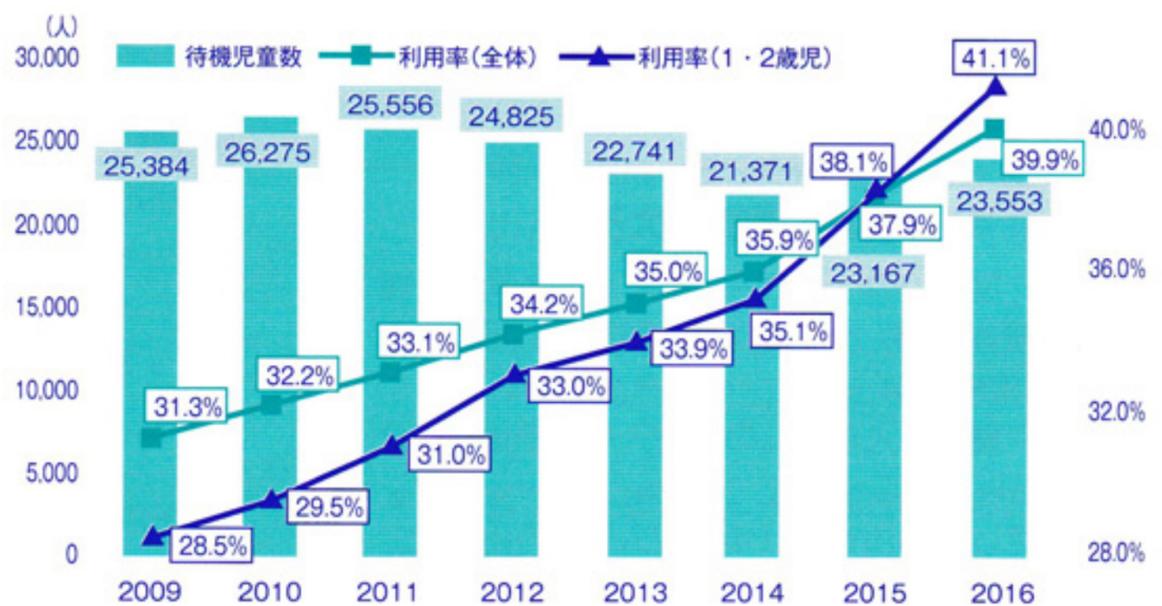
## 待機児童の解消は急務——保育環境と保育の質が大事

「保育園落ちた。日本死ね」というネット投稿をきっかけにして、保育園の待機児童問題が大きな社会問題となりました。待機児童問題の背景には、日本の労働者の賃金低下に伴う勤労の必要性の強まりと、育児と勤労の両立保障の貧弱さがあります。保育園が思うように増やせないのは、保育士の不足であり、それは保育士の劣悪な賃金・労働条件が原因です。また、子どもの人権保障から言えば、貧しい国の職員配置基準の改善が必要です。保育所の実際の保育士配置数は国基準の1.8倍となっています。ある保育所では、国の基準では7人のところ、子どもの安全と発達保障を考えて実際には13人配置しています。

2015年4月に「子育て新制度」がスタートしましたが、認可保

育所などの公的保育制度を後退させ、保育の規制緩和と市場化をねらったものでした。また、安倍内閣の待機児童解消策は、無資格者による保育や最低基準の切り下げによる詰め込みで、子どもの安全・安心が守られないものです。保育は、子どもの権利です。その保障は国と自治体にあることをはっきりさせて、すべての子どもたちが安全・安心の保育が受けられるよう、わたしたちおとながとりくんでいきましょう。

17 待機児童数及び保育利用率の推移



18 貧しい国の配置基準

0歳児	おおむね3人に1人
1、2歳児	おおむね6人に1人
3歳児	おおむね20人に1人
4、5歳児	おおむね30人に1人

19 実際の保育所平均の保育士配置数は国基準の1.8倍

調査	園児数及び保育指数	年齢別平均園児数						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
1. 調査	①園児数と構成比	94.1人	7.4%	13.8%	17.0%	20.9%	21.1%	20.1%
	②①に基づく推計値	94人	7人	13人	16人	19人	20人	19人
2. ②に対する国の保育士配置基準定数	9.41 (a+b+c+d) 【増減】 9人配置 【100%】	a2.33人 (7/3)	b4.83人 (29/6人)	c0.95人 (19/20)	d1.3人 (39/30)			
3. 調査	保育士総数	(構成比) 15.9人 【176.6】	3.5人	3.5人	3人	2人	2人	2人
	正規	(56.0) 8.9人	2人	2人	1.9人	1人	1人	1人
	非正規・パート	(44.1) 7.0人	1.5人	1.5人	1人	1人	1人	1人

(資料) 全国保育協議会「全国の保育所実態調査報告書2011」(2012年9月刊)のデータに基づき作成

### わたしたちの要求

- 1 子どものいのちと安全・発達を保障するために、保育の環境と基準を改善すること。
- 2 認可保育所等を整備し、待機児童をただちに解消すること。
- 3 保育労働者の賃金・労働条件を抜本的に改善すること。人材確保と職員配置基準の見直しをおこなうこと。
- 4 保育料を大幅に引き下げること。